



《会計・税務の知識》

これくらいは知っておきたい IFRS②

金融庁が5月25日に公表したデータによると、IFRS 任意適用の具体的な導入時期が決まっているのは1%に満たない会社数でした。一方、5月に日本電波工業株式会社が、IFRS を任意適用した国内企業初の連結決算を発表しました。IFRS への対応が迫る中、今回、改めてIFRS へのコンバージェンスの議論について見直してみます。

■IFRS とは

「アイファス」「イファース」「アイ・エフ・アール・エス」等様々な読み方がありますが「International Financial Reporting Standards」の略で世界百カ国以上の国が自国の企業に対して適用を強制している、または適用を認めている国際的な会計基準です。IFRS は諸各国・関係団体から構成されたIASB(International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会)により作成、公表されています。

■日本の対応状況

IFRS への対応方針としては、「コンバージェンス」と「アドプション」の二つに大別されます。コンバージェンスとはIFRS で新しい基準が作成された場合、その都度重要な差異がないように自国の会計基準を修正していくことを意味します。それに対し、アドプションはIFRS そのものを自国の会計基準として適用することを意味します。日本の対応方針としては、日本基準の存続を前提として、IFRS へのコンバージェンスの立場を取るとともに、コンバージェンス日程として短期・中期目標を企業会計基準委員会が示しています。しかし米国が2008年11月にIFRS へのアドプションへの方向転換を明らかにしたことにより、IFRS のアドプションへの世界的な流れが動いており、日本のみがコンバージェンスという立場をとるにつづけることは困難な状況です。

■IFRS に関する誤解

2010年4月23日に金融庁より「国際会計基準に関する誤解」という文書が発表されており、その中のいくつかに触れたいと思います。

○全ての企業にIFRS は適用か？

上場企業：2012年を目処に強制適用を判断。2010年3月期から一定の範囲で任意適用。

未上場企業：適用の必要はありません

○社内の人材のみではIFRS に対応出来ないのでは？

IFRS は細かい決まりが網羅的に定められているのではなく、原則的ルールが定められています。社内検討や研修で、相応の対応が可能。

○英語で財務諸表を作成する必要があるのか？

日本企業の有価証券報告書に記載される財務諸表は日本語で作成されたものを提出。

■会計基準をめぐる議論

昨今の資本市場重視の流れの中で、会計制度は市場のインフラとして期待されている役割を十分果たしてこなかったという議論が見受けられます。エンロン、ワールドコムが破綻した後は、財務報告の信頼性を取り戻すべく「SOX 法」が成立されました。日本でもそれを受け近年「JSOX」として国内の企業への適用が求められました。

また、サブプライム問題が発生するやこの問題がここまで悪化した責任の一端は情報開示が十分でなかったという、会計共犯説(?)を感じてしまうような議論もあります。これまでは取得原価に基づく会計制度が投資家の利益を損ねるとして批判の対象になり、世界中で会計の時価化が進んでいきました。しかし、サブプライム問題以降、時価会計はかならずしも投資家の為にはならないという、「時価会計見直し論」も聞かれるようになりました。(IMFも時価会計の検討を示唆する報告書を出しています)

このように社会・経済問題が生じる度に会計制度が議論に持ち出されているということを考えると、自らの投資責任を回避しようとする投資家や政策当局の責任の身代わり(?)とされているような気がしてしまいます。社会情勢に大きく左右される会計制度・基準を一つにしてしまうことは望ましいことではなく、基準間が競争できる枠組みを作ることが必要であるとする主張も行われております。

日欧米の会計基準はそれぞれ完成品として各市場へ提供されているわけではありません。会計情報の供給者である経営者と需要者である投資家の意向を反映し、独自の変化をとげてきただけでなく、お互いの基準を取り入れることも珍しくはないでしょう。会計基準が固定的基準ではありえない以上、互いに競争した結果、同じような基準へ収斂(コンバージェンス)していくことは既定路線だったといえます。

【参考】

「国際会計基準に関する誤解」：金融庁4/23

「会計測定の再評価」：中央経済社

(担当：戸田 崇生)